

京都市上下水道局職員等厚生会規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年12月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第10号

京都市上下水道局職員等厚生会規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員等厚生会規程の一部を次のように改正する。

第18条中「災害弔慰金」を「被扶養者災害弔慰金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員等共済組合法の規定による家族弔慰金の支給を受けることができるときは、その価額の限度において、被扶養者災害弔慰金の全部又は一部を支給しない。

第19条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、地方公務員等共済組合法の規定による災害見舞金の支給を受けることができるときは、その価額の限度において、災害見舞金の全部又は一部を支給しない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)